

二 活字字体整理案（活字字体整理に関する協議会）

活字字体整理に関する協議会が昭和二十二年十月一日に決定したもので、当用漢字字体表の基礎となったものである。この協議会は、昭和二十二年七月十五日、文部省教科書局内に次のような趣旨で設置された。すなわち、「今日教科書に用いられている活字も新聞雑誌等一般社会生活において用いられている活字もその字体が不統一であって、教育上印刷上はなほだしく支障が感ぜられている。ところが最近印刷界では戦災その他のため活字の字母を新しく造る必要が多く、活字字体を整理統一するには好機であると考えられるので、この際学界印刷関係者官界から適当と認めるものを協議員に委嘱して、活字の字体を整理統一する具体案を求め、教科書に用いるものを統一するだけでなく、一般社会において用いられるものもこれにならうようにすすめて文字教育の効果をあげ、教育上の負担を軽くしようとするものである。」（「国語審議会の記録」文部省、昭和二十七年。原文横書き。）ということであった。協議会としては、字体・書体・字画・筆画（点画）・字形などの基本術語に関する共通認識を持つことから出発し、七七四字についての字体の標準を定めた活字字体整理案を作成して、昭和二十二年十月十日、国語審議会に報告した。これを受けた国語審議会は、字体整理に関する主査委員会を設けて審議を進めることとした。

本資料集所収の活字字体整理案は、国語審議会が審議を進めるに当たり、同案についての意見を求めるために、活字字体整理に関する協議会との連名で、「活字字体整理案の説明」を付して、各官庁、銀行、新聞社、出版編集、文筆、文化関係に送った質問書によっている。二〇二〇通を送り、一七三通の回答が寄せられた。収録に当たって原資料（B5判の用紙六枚を半分に分けて、B6判の冊子のようにしたもの。ページの順序は原資料のままにしてある。）を拡大（一六六％）した。

現在用いられている活字の字体は、字によつてはなはだまちまちで、かつ、字面のこんなものが、なお相当にあります。これを整理し統一し簡易にすることは、当用漢字表制定の趣旨にそい、教育上にも印刷上にも、急務であると考えられます。そこで、この夏文部省に設けられた活字字体整理に関する協議会では、当用漢字表中の漢字について、教科書ばかりでなく、一般の印刷物にひろく用いられる活字の基準となるように、別表のような字体整理の原案を作りました。これは、國語審議会の審議を経た上で、公に制定されますが、それに先立つて大方の御批判を得て、審議の参考といたしたく存じます。ついては、附録の説明を御参照の上、別記の事からについてお答え下さいますようお願いいたします。

昭和二十二年十二月

活字字体整理に関する協議会
國語審議會

別記

この活字字體整理案について、附録の説明を御参照の上、左の事がらにお答え下さい。

一、この案に對して、賛成か不賛成か。

不賛成とすれば、

1、活字の字體は、整理をする必要がないと認められるかどうか。

2、活字として點畫に變更を加えること（者の點をとつたり、溫の囚を日にするようなこと）は、不必要だと認められるかどうか。

3、筆寫の楷書體とのちがいを少なくするということ（爪をマにしたり、食を貪にしたりするようなこと）は、不必要だと認められるかどうか。

4、この案は、現在の明朝體をとつているが、明朝體という字體の體系は、原則的に根本的に改めべきだと考えられるかどうか。

5、その他

二、この案の中で、不適當と認められるのは、どれか。

三、この案に第二案として掲げられたものの中で、正體として採用することのできるのは、どれか。

四、この案に掲げた七七四字以外に、常用漢字表の範圍で、手を加えるべきものはないか。

五、この案についてのその他の意見。

活字字体整理案　まえがき

一、この表は、活字の字體の基準を示すために、當用漢字表の中で字體を統一する必要がある、また簡易にすることができると認められる字について、字體を定める案である。

二、この案は、活字字体整理に関する協議會で作つたもので、國語審議會の審議の原案となるものである。

三、この表の中には、他の字とのつりあい上、從來の形を改めないものも掲げてある。

四、字の排列は、當用漢字表の順序による。

五、かつこに入れたのは、第二案で、原案としては採否の決定を保留したものである。(七八字)

六、上に○印をつけたのは、すでに簡易字體として採用されているもので、この案でその點畫を確定しようとするものである。(一三二一字)

七、下に×印をつけたのは、當用漢字別表(義務教育の期間に読み書きともにできるように指導すべきもの—國語審議會決定)に收められたものである。(三四七字)

八、別體または今日まで用いられてきた字體を下に示す。

九、表以外のところでは、印刷のつごうで、從來の字體の活字を用いてある。

活字字体整理案の説明

第一 活字の字体を整理統一するの必要

一 漢字の形は、筆写にも楷(かい)・行・草等、いろいろの書体があり、同じ楷書でも、点画の組合せにいろいろの種類がある。活字の形は、筆写の楷書に最も近いが、これでも楷書との間に、点画の組合せ方に相違が見られる。かような複雑なを統一するの必要は、いふまでもなく、最も普通と認められ、かつ教科書にも用いられる活字の字体を、そのように定められる。そして、それには活字の字体が書かれたの基礎となるように、楷書との差をできるだけ少なくしようとするが、教科書には、

二 当用漢字表に採用された簡易字体は、活字としての必要は、あつたものである。ものを生じたが、活字には、そのほかにも、字の大きさをいろいろのちがひのもの、同じ大きさでも、ちがひものがあつた。今後あらたに字母が作られるとき、これらに異体の生ずる可能性がある。そして、その基礎となるべきものを公に定めて、整理統一をせよとせよとせよ。

三 今用いられている漢字は、「法(も)ん(漢)」「體(も)ん(漢)の(も)ん(漢)」と、昔からの簡易な字体になつてゐるものもある。また、近頃の当用漢字表の簡易な字体を本体と認められたものもあるが、なお点画の複雑なものがあつた。新聞のふたつに活字も、紙面の余裕をとるために、大きくなる

であつたが、できるだけ簡潔にして、視覚印象を鮮明にする必要があつた。まじい。

四 活字では、従来、筆写の便不便をかぎりみる必要があまり認められていなかつた。そして、字源別に正されたものが、その基礎となつてゐた。字源主義では、多くは字形が複雑になり、小異の区別が強調され、実用における筆法の便不便が無視されやすい。活字を筆写の基礎として、しかも筆法を簡便にするためには、他の字との区別が、その重要であつた。したがつて、極端な字源主義は、修正する必要がある。

第二 この案の整理の原則

一 この案および説明の「字体」としては、1画1画の組合せからの成る一字一字の形で、明朝(みんちやう)・宋朝(しやうちやう)・ゴシック・楷(かい)・隷書等の「書体」と区別する。

二 この案は、当用漢字表の「八五〇字のうち、七十四字については、印刷に最も普通に行われる明朝体の字体を定めたものである。

点画の組合せ方については、印刷書体としての宋朝・ゴシック等も、これを基準とすべきものである。また、明朝体として、横線・縦線の太さの比、活字サイズ、断面と印刷された字面との面積の比などは、この案で論ぜらるべき。

三 この案は、今後活字の母型があつたに作られる際、字体の基準を示すものとして、また義務教育で、漢字の書き方を教える際(印刷と筆写とのちがいを考えに入れた上で)、点画の基準となるものとして、

定むべきである。

この案の決定は、必ずしもこれに止むべきを改めようとする強固なるものではない。ただ、この1種の印刷物では、多少の期間に新旧の併用がしづき、かえりて複雑になるものに見ざるかも知れないが、将来の統一のためには、なるべく導きたい。しかし、教科書には、なるべく統一せよかたに全語を改めらるべきである。

また、漢字改訂では、この字体を翻せよの権を主張するものとして、あつたが、今この「一般社会における漢字の習慣を改めらるべきに強要するものではない。

四 この案の字体は、印刷体としての様式体系、点画構成の美しさをとらなはず、しかも筆写体との差をなるべく少なくして、一々の字ごとき、また同じ系統のものを通して、できるだけ簡易にしてほしいものである。

五 この案の字体は、なるべく、現在の慣習や歴史的な用例によりあつたを求め、あつたに考案するようを避けた。ただ、字書その他のものを参考するに、筆写体と印刷体との差をなるべく少なくするものを用いた。例へば、俗・通めなどは非が、注記されたものでも、なるべく一般に用いられたことと照合し、参考したことのものもある。(ただし用ひは、この「註」であり、『干渉字體』では「俗」註記された非が「印刷」の「表」では、一々田所をいふものがある。

第三 この案の字体

一 この案の字体には、次のような種類のものがある。

イ、すでに発表された二二三字の簡易字体について、その点画を確定したものである。

ロ、同一の字について、いくつかの字体をもつものの中から、一つを本體として確定したものである。

ハ、同じ系統の字として、共通にもつ部分の形を統一したものである。

ニ、あつたに点画に変更を加えたもの。

なお、字ごよしては、右の數種にまたがるものもある。

- 二 一 二 三 字の簡易字体は、つぎのとおりである。
 - 乱 併 仮 阿 削 勞 勵 劬 区 參 隅 罍 円 凶 墮 丘
 - 壹 学 実 写 宝 对 届 属 岳 麗 経 悩 惨 恣 担 担
 - 扱 拳 拈 數 断 会 榮 楼 柁 權 欧 歎 滯 残 段 茂
 - 満 潜 沢 浜 瀧 涪 湾 宮 炉 穢 独 狛 猷 画 当 発
 - 研 礼 称 穉 窈 並 糸 経 総 絵 継 続 欠 声 肅 腦
 - 胆 台 旧 茎 万 処 号 虫 蚕 蚕 覚 観 触 証 訳 誉
 - 読 変 豊 予 式 賛 踐 軽 弁 辞 遲 遲 辺 医 积 鏡
 - 鉄 鉦 関 随 隱 双 靈 余 馭 駅 髓 体 塩 麥 点 党
 - 齋 齒 齡
- 三 次に掲げるものは、現在活字として、同じで異体もあるもの、一部の例である。(この案では、それとていちばん上の字体を採った。)

- 册・冊 凡・凡 劍・劍 効・効 勅・勅 妊・妊

姉・姊 富・富 峰・峯 弦・弦 強・強 恒・恆

恥・耻 懇・懇 戲・戲 携・攜 教・教 叙・叙

敘・汚・汙 略・畧 窓・窓 簡・簡 衰・衰 糾・糾

練・練 画・画 当・当 悩・悩 触・触 点・点

四 次に掲げるものは、現在活字の大ききによつて字体に相違あるも

のの一部の例である。(其新聞における同一記事の見出しと本文)

案では、はじめの三字については、あらたな字体、つぎの七字について

は、○印の字体を採つた。

害・害 妃・妃 配・配 要・要 拒・拒

構・構 講・講 満・満 船・船 該・該

五 この整理案で、点画が系統的に統一され、または個々に改変されるも

のをほぼ分類して掲げると、次のようになる。(この下は、印刷上もこの

字体を用いる。従來のとおりで変更を要しないものをも、こゝには掲

げてゐる。)

1 同じ画数で運筆の変わるもの

一 反仮坂板版販飯

戸層房扇層扇所啓涙炬偏編遍

早程聖廷庭庭望潤

【任實姓はもこのまゝ】

害割轄 穢 劫喫潔

峰縫 邦 耕耗 籍

蚤 添 風

賊 械 迅

一 監 鑑 鑑 覽

、 勻 的 約

丹

良 浪 娘 郎 郎 朗 食 部

× 刃 忍 認

+ 眞 慎 鎮

八 俊 峻 酸 勢 熱 燄 陵 陸

交 校 絞 較

探 深 空 控 究 突 穿 鑿 窮 察 切 榨

谷 俗 浴 裕 欲 容 浴

融 隔 勘 堪

僧 增 憎 贈 層 悅 稅 脫 說 銳 銳

睽 朕 送 闕 猶 尊 遵 益 隊 墜 遂

兼 謙 廉

慈 滋 磁

平 坪 評 半 伴 畔 判

券 勝 騰 騰 卷 園

爭 淨 靜 爵 乳 浮 妥 彩 采 採 掙 暖 緩 緩 稻 鷄 鷄 鷄

回答用紙

一月十日までに文部省教科書局國語課までにお送り下さい。
用紙の足りないときは御便宜の紙をお送り下さい。

回答者氏名